

年次学術大会表彰関連内規

学術委員会制定

(目的)

第1条 この内規は、日本物理療法学会(以下、「本学会」という。)が開催する年次学術大会で規程する賞である本学会学術大会 最優秀賞(以下、最優秀賞)、本学会学術大会 優秀賞(以下、優秀賞)、本学会奨励賞(以下、奨励賞)の表彰規程第8条にもとづき、審査方法など運用に必要な事項を定めるものである。

(表彰演題審査の流れ)

第2条 表彰演題の審査は、第1審査、理事会審査、最終審査に分かれる。

- 2 第1審査は、抄録に基づき選考する。学術大会の演題査読における査読点数の上位8演題を対象に、学術委員会の選考委員が審査基準に基づき採点し、最優秀賞1演題、優秀賞2演題、奨励賞1または2演題、補欠演題を2演題とする合計5つの候補演題を選考する。審査は1演題につき、3名にて採点する。
- 3 理事会審査は、候補演題を本学会の理事会に推薦し、理事会において表彰演題および補欠演題を決定する。
- 4 最終審査では、演題発表に基づき審査する。表彰演題および補欠演題の演題発表時に学術委員会の選考委員または学術委員会から指名された者により表彰演題として表彰基準を満たすかの判定を行い、選考委員会に報告し、理事長に上申する。判定を満たさない場合には、表彰演題から取り下げ、下位の演題または補欠演題の繰り上げを行い、表彰演題の最終決定を行う。
- 5 該当する表彰演題がない場合には、該当なしとする。
- 6 表彰演題選考の流れを別表に示す。

(選考委員会)

第3条 最優秀賞、優秀賞、奨励賞の候補者を選考するため、選考委員会を設ける。

- 2 選考委員会には学術委員会委員長を含む。
- 3 選考委員が対象演題の著者(筆頭・共同演者)になっている場合は、当該演題の審査には加われないものとする。

(授賞)

第4条 最優秀賞、優秀賞、奨励賞の授賞対象者に対し、学術大会内において表彰状を授与する。

- 2 表彰状は学術委員会において発行し、後日郵送する。

(改廃)

第5条 本内規の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附則

この規則は令和3年9月23日から施行する(令和3年9月22日理事会議決)。

(別表. 表彰演題審査の流れ)

第1審査(学術大会4~6週間前)

- 学術大会の演題査読点数の上位8演題を対象とする。
- 選考委員(学術委員会委員長含む)が審査基準に基づき、採点し、最優秀賞1演題、優秀賞1演題、奨励賞1~2演題、補欠演題2演題を選考する。
- 1演題につき3名が採点する。

理事会審査

- 候補演題を理事会に推薦し、理事会において表彰演題および補欠演題を決定する(メール審議でも可)。

最終審査(学術大会当日)

- 表彰演題および補欠演題の演題発表内容を選考委員または学術委員会から指名された者が確認し、表彰演題としての基準を満たすかの判定を行う。

最終報告(学術大会当日)

- 最終審査の判定を選考委員会から理事長に上申する。
- 判定を満たさない場合には、表彰演題から取り下げ、下位の演題または補欠演題を繰り上げ、最終決定を行い、表彰する。